

第24期 軽井沢町農業委員会 第33回 総会議事録

発言者	内 容
青木事務局長	<p style="text-align: center;">開会 13:30</p> <p>委員の皆様、ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、第33回総会を始めたいと思います。最初に市村会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
市村会長	<p>委員の皆様、お疲れ様でございます。最初に新型コロナウイルス感染状況について申し上げますが、佐久圏域の感染警戒レベルは3月6日に「3」から小康期へ引き下げられております。医療特別警報は2月10日に解除の状態が継続しています。3月13日からマスク着用もそれぞれの判断となりましたが、農業委員会の総会は室内での開催であることや委員の発言もでございますので、当面の期間は基本的な感染対策としてマスクを着用し、時期を見てマスクをはずすことも検討してまいりたいと考えております。さて3月に入りまして、降雪もございましたが、厳しい寒さから気温上昇に伴いまして暖かい日が続き、春を感じる季節の到来となりました。</p> <p>農業者の皆様も農業用ハウスの改修や土づくりなどの作業を行い、定植に向けた準備を進めていただいているところではございますが、先ほど申し上げたコロナ禍からの緩和により、本年は需要回復が見込まれます。多忙な日々が続いていきますが、農業委員会活動においても国の指針に基づき、委員の皆様、一人一人の活動を農業委員会として把握する必要性が生じております。後程事務局から詳細な説明がございましたが、昨年と同時期にご報告いたしましたが一ヶ月の活動日数を10日に設定しています。本日、各委員のこの一年間の活動内容をご発表いただく予定でしたがそれは省略し、活動日誌をご提出の上、内容を確認いたします。4月から始まる地域計画を策定していく過程での農地所有者や耕作者の意向把握する一つの手段としてのご理解をお願い申し上げます。</p> <p>本日、岡沢補佐及び町側より佐藤係長がご出席いただき、また土屋代理からのJA 関係を含めて後程、各担当事案についてご報告をさせていただきます。それでは第24期軽井沢町農業委員会第33回総会を開催いたします。</p>
青木事務局長	<p>ありがとうございました。それではまず議事進行を行う議長についてですが、軽井沢町農業委員会会議規則第6条の規定により総会の議長は、会長が行なうことになっておりますので同規則第17条の規定により、市村会長が議事を進行いたします。</p>
市村初仁議長	<p>規定により、私が議長を務めることになっておりますので、議事を進めさせていただきます。事務局より、会議成立の報告をお願いします。</p>
青木事務局長	<p>農業委員総数14名中、10名の出席でございます。諸星恵美子委員、柳澤昌代</p>

	<p>委員、佐藤豊委員かの3名から欠席のご連絡がありました。一名分は荒井龍介委員の死去によるものでございます。農地利用最適化推進委員7名中、6名の出席でございます。中里推進委員より欠席の報告がございました。</p> <p>軽井沢町農業委員会会議規則第5条(在任する委員の過半数の出席)により、本総会が成立します事を報告します。</p>
市村初仁議長	<p>次に、3の議事録署名人の選任についてですが、軽井沢町農業委員会 会議規則第14条の規定により、議席番号6番の坂本雄樹委員と議席番号11番の小林朝夫委員の2名をお願いします。</p> <p>次に4の事業報告について、事務局より報告願います。</p>
青木事務局長	<p>「事業報告の説明」</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今事務局より事業報告がございました。事業報告について、質問等はございませんか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>無いようですので、次に5の会議事項に入ります。議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」を議題にします。審議の前にお知らせいたします。議案第1号番号1については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当たりますので、遠山推進委員が退席となります。</p> <p>(遠山推進委員退席)</p> <p>事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号1「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。次第は、4ページ、補足資料は1ページから10ページをお願いします。借宿地区でございます。</p> <p>農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は、_____・_____で、農地法による農地区分は_____になります。それでは、申請書に基づき説明させていただきます。_____について、_____ですが、_____は、_____、_____に_____のある、_____、_____です。_____は、_____に_____のある、_____、_____です。なお、_____が_____は_____となっております。次に、2の_____を_____の_____ですが、_____、_____、_____、_____です。権利設定の内容は、_____になります。次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考にして下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。</p> <p>農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、_____の_____は</p>

	<p>____で____を____しましたが、____は____ではないことから、____より____への____を____し、____との____も____した____、____はないと____ます。____は____、____でございます。</p> <p>____ですが、____、____となっています。</p> <p>農作業に従事する者関係についてでございますが、____います。</p> <p>次に権利設定する農地までの距離と時間ですが、____、____、____となっております。次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、________となっております、常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号関係の権利取得後の経営面積状況関係（下限面積）ですが、問題はございません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第6号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しません。次に、農地法第3条第2項第7号関係の周辺地域との関係についてですが、周辺に農地はございますが、周辺に影響がないような措置を講じることが記載されており、特に問題ございません。</p>
市村初仁議長	<p>ただ今事務局より説明がございましたが、議案第1号番号1、について担当委員より説明願います。</p>
委 員	<p>委員番号1番の土屋史彦が議案第1号番号1について説明します。さきほどの____と____に、____に____と____を行いました。____はさきほど____のとおりでございます。この____も____が____をすることで____も了承しております。____し特に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号1についてご意見のある方はお願いします。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第1号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第1号番号1を原案どおり可決し、許可します。遠山推進委員の復席を認めます。</p> <p>(遠山推進委員復席)</p>

市村初仁議長	<p>遠山推進委員に申し上げます。農地法3条申請について、許可となりましたので、お知らせします。次に議案第1号番号2「農地法第3条第1項の規定による許可申請」を議題にします。審議の前にお知らせいたします。議案第1号番号2については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当たりますので、遠山推進が退席となります。</p> <p>(遠山推進委員退席)</p> <p>事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>議案第1号番号2「農地法第3条第1項の規定による許可申請」についてを説明いたします。</p> <p>次第は、4ページ、補足資料は11ページから21ページをお願いします。</p> <p>_____でございます。農地法第3条第1項のただし書きによる許可不要には該当しませんので、許可申請が必要となります。町の用途地域区分は、_____で、農地法による農地区分は_____になります。</p> <p>それでは、申請書に基づき説明させていただきます。番号1について、申請人の氏名ですが、_____は、_____、_____に住所のある、_____、_____です。_____は、_____に住所のある、_____、_____です。</p> <p>なお、_____が_____は_____となっております。次に、2の許可を受けようとする_____ですが、_____ありまして_____、_____、_____のうち_____、_____が_____、_____、_____の内容は、_____になります。</p> <p>次に許可基準と一般記載事項について順次説明させていただきますので参考にして下さい。ハンドブック3-1と3-10になります。農地法第3条第2項第1号の利用状況関係につきましては、_____は_____で_____を_____しましたが、_____は_____ではないことから、_____より_____への_____を_____し、_____との_____も_____した為、_____はないと思われま。_____は_____、_____でございます_____ですが_____、_____となっております。_____に_____についてでございますが、_____います。</p> <p>次に権利設定する農地までの距離と時間ですが、_____、_____、_____となっております。次に、農地法第3条第2項第4号関係の農業への従事状況は、_____となっております、常時従事しない場合の権利取得制限には該当いたしません。農地法第3条第2項第3号関係の信託契約の関係ですが、該当しません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第5号関係の権利取得後の経営面積状況関係（下限面積）ですが、問題はございません。</p> <p>次に、農地法第3条第2項第6号関係の借り受地の転貸制限ですが該当しません。次に、農地法第3条第2項第7号関係の周辺地域との関係についてですが、周辺に農地はございますが、周辺に影響がないような措置を講じることが記載されており、特に問題ございません。</p>

市村初仁議長	ただ今事務局より説明がございましたが、議案1号番号2、について担当委員より説明願います。
委員	委員番号1番の土屋史彦が議案第1号番号2について説明します。_____に_____と___し、_____について_____をしました。_____はさきほど_____でありまして、_____の___は___、_____を___された___であります。_____の_____が_____ということで、___が_____ました。_____の___でありました。___は_____の___が___している___であります。この___は_____が___をしており___の_____の_____に_____が_____なんですけれども、_____の_____の___があつて、このような3条申請をして_____ことになったわけです。___と___ら_____、_____をして_____と判断いたしました。___のご_____をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございます。ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第1号番号2についてご意見のある方はお願いします。
委員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第1号番号2につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委員	なし
市村初仁議長	ありがとうございます。賛成全員ですので、議案第1号番号2を原案どおり可決し、許可します。遠山推進委員の復席を認めます。 (遠山推進委員復席) 遠山推進委員に申し上げます。農地法3条申請について、___となりましたので、お知らせします。次に、議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可後申請書」を議題にします。事務局より説明願います。
青木事務局長	事議案第2号番号1についてご説明します。次第5ページ、補足資料22ページから32ページ、をお願いします。_____でございます。_____は_____に_____のある_____、_____です。_____は_____に_____のある_____、_____です。_____は、_____、_____、___は___、___は_____、です。

<p>市村初仁議長</p> <p>委員</p>	<p>場所でございますが、補足資料 24 ページに位置図がございます。_____の_____にある_____に_____を_____ほど_____した_____に_____しております。_____の目的は、_____の_____は_____、_____で_____を_____おり、_____も_____ございます。_____は_____、_____があり、_____、_____に_____、_____で_____な_____に_____である。_____はこの_____に_____を_____し_____を_____、_____は_____の_____に_____に_____為、_____の_____の_____を_____ことに_____。権利関係は_____による_____となります。それでは農地転用の一般基準について説明させていただきます。</p> <p>ハンドブック 4-20 ページになります。(農地法第 5 条第 2 項第 3 号) の 資力・信用については、_____、_____、_____、_____で_____となります。</p> <p>資金の調達方法ですが、金融機関からの融資と自己資金となり、それぞれ融資証明書及び預金残高証明書が添付されています</p> <p>利害関係につきまして、抵当権等は設定されておられません次に(施行規則第 5 7 条第 1 号) の申請地の利用の迅速性ですが、工事計画では許可後から令和__年__月__日までが工事期間となっております。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 2 号) 他法令の許認可等については、該当ありません。次に(施行規則第 5 7 条第 2 号の 2) 行政庁との法定協議については、町の地域整備課、環境課、上下水道課、農林振興係とは協議済みです。次に(施行規則第 5 7 条第 3 号) の農地等以外の土地利用見込みはないので該当しません。</p> <p>次に(施行規則第 5 7 条第 4 号) の申請地の計画面積については、現地の状況や配置図を見る限り問題無いと思われます。次に(施行規則第 5 7 条第 5 号) の土地の造成のみを目的としておりませんので、問題ありません。次に(農地法第 5 条第 2 項第 4 号) の周辺の農地等に係る営農条件への支障については、被害防除措置が提出されており、問題ありません。</p> <p>また、(農地法第 5 条第 2 項第 5 号) の一時転用ではありません。以上により議案第 2 号番号 1 については許可できない場合に該当しません。</p> <p>ありがとうございました。ただ今事務局より説明がございましたが、議案第 2 号番号 1 について担当委員より説明願います。</p> <p>委員番号 1 番の土屋史彦が議案第 2 号番号 1 についてを説明いたします。</p> <p>_____に_____、_____と_____を_____ました。_____、_____の_____はさきほどの_____、_____の_____が_____の_____に_____をして、_____が_____をいたしました_____は_____が_____であります。_____には_____はなく、_____されておりませんで、_____が_____のみを_____おりました。_____はこの_____の_____にある_____のみでありまして、_____と_____となることから_____による_____や_____への_____はないと考えられます。被害防除措置も提出されており特</p>
-------------------------	--

市村初仁議長	に問題はないと判断いたします。皆様のご審議をお願いいたします。
委員	ありがとうございました。遠山推進委員、補足説明はございますか。
市村初仁議長	ありません。
委員	ただ今担当委員より説明がございましたが、先ほどの事務局よりの説明と併せて、議案第2号番号1についてご意見のある方はお願いします。
市村初仁議長	なし
委員	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第2号番号1につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
市村初仁議長	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので、議案第2号番号1を原案どおり可決いたしました。よって、議案第2号番号1を許可相当として県知事に意見書を送付します。次に、議案第3号「軽井沢町農用地利用集積計画について」を議題にします。事務局より説明をお願いします。
青木事務局長	議案第3号「軽井沢町農用地利用集積計画について」説明します。次第6頁から8項、補足資料は、33頁から40項をお願いします。 軽井沢町長より、農業委員長あてに、軽井沢町農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条に基づき、農業委員会決定の依頼がございましたので、審議をお願いいたします。4月の公告分でございますが、再設定が、8件、20筆、面積は、40,688㎡、内訳は、田が866㎡、畑39,822㎡です。新規が5件、12筆、面積は、17,897㎡、内訳は、田が0㎡、畑が17,897㎡です。中間管理が1件、4筆、面積が8,700㎡、内訳は、田が0㎡、畑、8,700㎡です。合計で、14件、36筆、面積は、67,285㎡で、内訳は、田が866㎡、畑が66,419㎡です。集積計画及び申請書につきましては補足資料のとおりですので、確認をお願いいたします。同法の第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。審議の前にお知らせいたします。 議案第3号については、農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限に当たりますので、議長の私が退席となります。中里委員は欠席でありますので、該当いたしません。なお、議事進行は土屋会長代理をお願いいたします。 (市村議長退席)

土屋会長代理	議長が退席しておりますので、私が議事を進行いたします。農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない事になっています。それでは、議案第3号、軽井沢町農用地利用集積計画の4月公告分について、ご意見のある方はお願いします。
委 員	なし
土屋会長代理	よろしいでしょうか。(他にございませんか。)
委 員	なし
土屋会長代理	ご意見がございませんので、農用地利用集積設定につきまして、原案どおり決定いたします。よって、議案第3号軽井沢町農用地利用集積計画4月公告分について、軽井沢町長へ、決定意見を送付します。市村議長の復席を認めます。 (市村議長 復席後) 市村議長に申し上げます。農用地利用集積設定について、決定しましたので、お知らせします。これで議長の任をおります。
市村初仁議長	土屋代理ありがとうございました。次に議案第4号「非農地判断」を議題といたします。事務局より説明をいたします。
青木事務局長	次第9ページをお願いします。 農地パトロールによる非農地判断についてご審議をいただくものです。_____でございまして、__、___、_____、_____も_____でございまして。 判断の理由は、山林化しているため、となります。以上、ご審議をお願いいたします。
市村初仁議長	ありがとうございました。非農地の判断について、何かご質問等はございますのでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	よろしいでしょうか。(他にございませんでしょうか。)ご意見がないようなので、議案第4号につきまして採決を行います。賛成の方は挙手願います。
委 員	挙手
市村初仁議長	ありがとうございました。賛成全員ですので議案第4号を原案どおり可決いたしました。よって、非農地通知を交付します。 ここで暫時休憩いたします。再開は14時50分とします。



	<p>暫時休憩 14時40分 再開 14時50分</p>
市村初仁議長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開いたします。 次に6、のその他事項に進みます。(1)のJA関係、で土屋会長代理お願いし</p>
土屋会長代理	<p>農協関係で、最初に行事の関係ですが、軽井沢町野菜価格安定対策経営事業運営協議会が開催されまして、町側からも補助金を支給いただきまして、ありがとうございます。この場を借りましてお礼申し上げます。それと、今ですが、野菜部会の役員と事務局で関西方面と中京関係ですか、久しぶりに市場巡回ということで挨拶に行っております。22日から明日までの予定でございます。それから浅納会のゴルフコンペですが4月10日に行われます。圃場関係ですが、2月28日に定植が始まりました。だいたい例年通りに定植がされました。ただ3月になって暖かくなり天候が順調でありましたので、圃場は順調のようです。ただ干ばつが続いておまして、今後の状況が懸念されます。後はキャベツの定植ですけれども、例年よりは早い農家さんが多いということを聞いている状況であります。このまま順調に進んでもらえれば良いかなと考えております。</p>
市村初仁議長	<p>JA関係の報告で何かお聞きしたいことはございますでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>なければ次に(2)支援センター関係について岡沢補佐よりお願いいたします。</p>
岡沢補佐	<p>別紙資料「有機ペレット等」説明</p>
市村初仁議長	<p>ただいまの岡沢補佐からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。</p>
委員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>なければ次に(3)町関係について佐藤農林振興係長お願いいたします。</p>
佐藤農林振興係長	<p>まず最初に町の4月1日の人事異動の内示がありまして、中山観光課長と農林振興係は、袖山和樹が他課へ異動となります。袖山は平成31年から4年間農林振興係に在職しておりました。主には農業振興地域とか認定農業者、認定新規就農者等、農政関係全般を担当しておりました。本日は他の会議と重なり、皆様にご挨拶ができませんが、本人に代わりまして、皆様にはお世話になりありがとうございます。後任については、新規採用職員ということで4月から配属になり、またご挨拶をさせていただきますが、皆様にお世話になりますのでよろしくお願</p>

	<p>いたします。それでは、次に「農作物の残茎等の適正な処理について」にご説明します。</p> <p style="text-align: center;">「別紙資料説明」</p>
市村初仁議長	<p>ただいまの町側からの説明で何かお聞きしたいようなことはございますでしょうか。</p>
委 員	<p>なし</p>
市村初仁議長	<p>なければ次に（４）の農業委員会事務局関係について、事務局より説明願います。</p>
青木事務局長	<p>次第 9 ページをお願いします。 「説明する。」</p> <p>最後に、添付の令和 4 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価の資料をご覧ください。先月の総会時に各地区の活動状況について、今月の総会時でご発表いただく予定でありますが、その必要性はなくなりました。その代わり活動記録簿を事務局にご提出のほどお願いいたします。この切り替えについてご説明させていただきます。それではまず資料をご覧ください。基本的には農地の貸借や耕作者や所有者の意向をこの日誌にご記入いただいておりますが、それに基づいて大変申し訳ございませんが、国の制度変更により委員それぞれの活動内容をこの最適化活動の点検・評価の表に事務局で転記させていただきます。昨年の制度変更の際に皆様に委員としての 1 ヶ月の活動日数が 10 日になることをお伝えしておりますので、その日数が達成されているかどうか確認いたします。その活動によって、どの程度の貸借ができたのか、達成状況も記載するような項目もございます。そういったところも利用権の書類も出ていることから把握させていただきます。また日誌の内容を自己点検、評価欄にも反映いたしますが、こちらでもう少し確認したいようなことあれば、各委員にお聞きします。それで、ここまでまとめた後の話ですが、個人名を除いて、町のホームページで公表をいたします。これも町農業委員会の独自というよりも、いろいろな制度の変更に伴う方針になることをご理解ください。まずはこのような形式の初年度であるため、皆様の活動を把握するところから始めさせていただきます。それによってですね、今後の来年度に向けたというところにつながってくると思います。今回の総会時に集計したものを提示いたします。国ではこの活動実績により報酬の上乗せ分を支給する制度がございます。ただしこの制度は条例を定める必要性があり、軽井沢町農業委員会ではまだその条例はございません。条件としては、この活動記録の提出は一年に一回でございますが、毎月の提出となり活動日数も確認するようになります。皆様の活動がこの条件に合うものなのかどうか集計する中で見させていただきます。農業を巡る施策は日々変化しておりますが、このような状況下でも農業委員、推進委員のご協力を賜りながら軽井沢町農業委員会の活動を進めて参りたいと考えておりますのでよろしくお願いたします。続いて、「農地等の理用の最適化の推進に関する指針」でございますが、こちらは皆様が農業委</p>

	<p>員として就任いたしました令和2年度に一度、指針を定めております。今回、地域計画の策定に伴う農業経営基盤強化促進法の改正などにより、その改正内容も盛り込んだ指針の改定も行うこととなりました。令和2年当時まで遡ることとなりますが、別紙をご説明させていただきます。</p> <p>(別紙資料説明)</p>
市村初仁議長	ただいまの説明で何かご質問等はございますでしょうか。
委 員	なし
市村初仁議長	その他、全体を通して何かございますか。
委 員	なし
市村初仁議長	<p>それでは、第24期軽井沢町農業委員会第33回総会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 15時30分</p>